

2020年5月15日

留学生受入れ促進プログラム予約制度による予約決定者及び
文部科学省外国人留学生学習奨励費事務担当者 殿

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部 国際奨学課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、2019年度日本留学試験受験者の
文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書の有効期間延長について

新型コロナウイルス感染症による影響で、2019年度第1回及び第2回日本留学試験を受験し、
文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者に決定した者が、2020年4月に日本の大学等へ入
学できなかった場合があることに鑑み、下記のとおり、給付予約決定通知書の有効期間を延長す
ることといたしました。

なお、予約者として2020年4月給付開始の学習奨励費受給者に採用決定されている場合は、こ
の延長措置の対象とはなりません。

記

1. 2019年度第1回（6月実施）の日本留学試験で学習奨励費給付予約者となった者

	入学時期	給付月額	給付期間
当初	2020年4月まで	2020年度学習奨励費 学部レベルの月額	2020年4月～2021年3月
延長後	2020年10月まで		2020年10月～2021年3月
	2021年4月まで	2021年度学習奨励費 学部レベルの月額	2021年4月～2022年3月

2. 2019年度第2回（11月実施）の日本留学試験で学習奨励費給付予約者となった者

	入学時期	給付月額	給付期間
当初	2020年4月まで	2020年度学習奨励費 学部レベルの月額	2020年4月～2021年3月
	2020年10月まで		2020年10月～2021年3月
延長後	2021年4月まで	2021年度学習奨励費 学部レベルの月額	2021年4月～2022年3月

※給付予約決定通知書については、改めて発行はいたしませんので、上記の期間を有効なものとして取り扱ってください。

※2020年度を1年間休学し、2021年度4月から1年生として復学する者も延長の対象としてかまいません。ただし、復学時に2年生になる者は対象外です。